

第 23 回

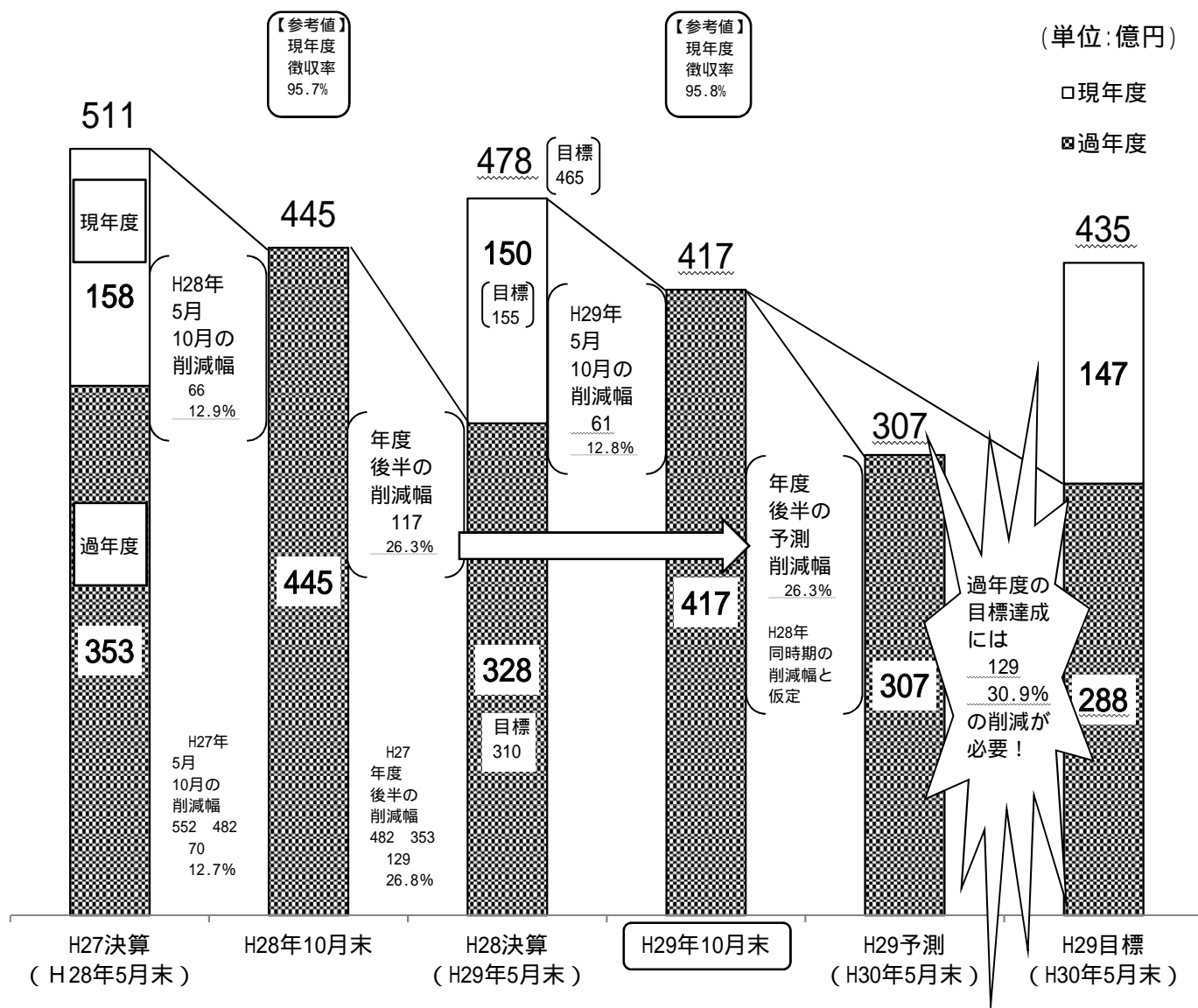
大阪市債権回収対策会議

資 料

議題 1

平成 29 年 10 月末未収金の状況について

平成 29 年 10 月末未収金の状況について



- ・平成 29 年 10 月末現在、過年度分の未収金残高は 417 億円。
- ・平成 28 年度決算時(平成 29 年 5 月末)478 億円からの削減幅は 12.8%で、昨年度同時期(削減幅 12.9%)をわずかに下回るペースであり、年度後半に昨年度なみの削減幅 26.3%を確保しても、平成 29 年度決算予測値は 307 億円となり、目標 288 億円を 19 億円超過することとなり、目標を達成するためには、年度後半において昨年度を大幅に上回る 30.9% (129 億円)の削減が必要となる。
- ・現年度分を含めた平成 29 年度目標 435 億円を達成するためには、現年度分及び過年度分について徹底した対策が必要である。
- ・今後、1 月末の未収金状況のとりまとめを行うが、各所属において各期の進捗管理を徹底していく必要がある。

平成29年10月末における未収金の主な内訳

上段:29年度10月末

下段():28年度10月末

(単位:百万円)

	前年度決算時 未収金残高	今年度徴収済額 【過年度分】	不納欠損処理等 【過年度分】	10月末現在未収金 【過年度分】	削減率 【過年度分】
	上段:28年度決算時 ():27年度決算 A	29年4月～29年10月 B	29年4月～29年10月 C	29年10月末 D = A - B - C	上段:29年10月末 ():28年10月末 (A - D) / A
国民健康保険料	17,385 (19,072)	2,286 (2,572)	193 (481)	14,906 (16,019)	14.3% (16.0%)
市税	11,930 (14,031)	2,205 (2,412)	127 (256)	9,598 (11,363)	19.5% (19.0%)
生活保護費返還金	8,637 (8,034)	122 (118)	6 (-6)	8,509 (7,922)	1.5% (1.4%)
介護保険料	2,160 (2,187)	238 (204)	6 (10)	1,916 (1,973)	11.3% (9.8%)
住宅使用料	737 (823)	123 (121)	0 (0)	614 (702)	16.7% (14.7%)
保育所保育料	252 (383)	79 (105)	0 (0)	173 (278)	31.3% (27.4%)
その他の債権	6,703 (6,601)	545 (599)	188 (-254)	5,970 (6,256)	10.9% (5.2%)
合 計	47,804 (51,131)	5,598 (6,131)	520 (487)	41,686 (44,513)	12.8% (12.9%)

平成29年10月末の未収金の状況（債権別）

主要債権

(単位:百万円)

	所属	過年度					(参考) 現年度	
		H28年度末 未収金残高 A	H29年度10月末 未収金残高 過年度 B	H29年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H28度10月末 までの削減率	H29年度とH28年度の 削減率の差	H29年度10月末 徴収率	H28年度10月末 徴収率
国民健康保険料	福祉局	17,385	14,906	14.3%	16.0%	-1.7%	87.2%	86.7%
市 税	財政局	11,930	9,598	19.5%	19.0%	0.5%	98.0%	98.0%
生活保護費返還金	福祉局	8,637	8,509	1.5%	1.4%	0.1%	45.6%	41.2%
介護保険料	福祉局	2,160	1,916	11.3%	9.8%	1.5%	97.6%	96.9%
住宅使用料	都市整備局	737	614	16.7%	14.7%	2.0%	97.7%	97.7%
保育所保育料	こども青少年局	252	173	31.3%	27.4%	3.9%	97.6%	97.8%

その他主要債権

	所属	H28年度末 未収金残高 A	H29年度10月末 未収金残高 過年度 B	H29年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H28度10月末 までの削減率	H29年度とH28年度の 削減率の差	H29年度10月末 徴収率	H28年度10月末 徴収率
災害援護資金貸付金	危機管理室	136	133	2.2%	2.1%	0.1%	-	-
生活保護法指定 医療機関等返還金	福祉局	406	402	1.0%	2.7%	-1.7%	73.3%	96.8%
大学奨学費貸付金 返還金収入	福祉局	85	80	5.9%	6.0%	-0.1%	53.3%	36.8%
国民健康保険料(不現住)	福祉局	381	362	5.0%	-155.6%	160.6%	0.0%	0.0%
国民健康保険給付費 返還	福祉局	281	249	11.4%	9.4%	2.0%	72.5%	70.1%
後期高齢者医療保険料	福祉局	558	439	21.3%	21.6%	-0.3%	73.3%	73.0%
介護保険給付費不正・不当利得 返還金及び加算金	福祉局	150	147	2.0%	4.3%	-2.3%	87.0%	35.3%
児童扶養手当返還金	こども青少年局	180	166	7.8%	5.7%	2.1%	39.0%	57.5%
児童福祉施設徴収金	こども青少年局	75	71	5.3%	5.1%	0.2%	59.8%	66.3%
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	730	694	4.9%	5.3%	-0.4%	69.1%	69.7%
土地賃貸料	環境局	30	30	0.0%	76.9%	-76.9%	-	-
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	1,537	1,523	0.9%	0.9%	0.0%	6.9%	14.4%
下水道使用料	建設局	197	78	60.4%	54.3%	6.1%	92.5%	90.9%
土地賃貸料 (一般会計)	港湾局	198	195	1.5%	0.8%	0.7%	99.5%	99.3%
土地賃貸料相当損害金	港湾局	169	127	24.9%	5.3%	19.6%	100.0%	3.8%
給 水 料	水道局	114	66	42.1%	41.1%	1.0%	93.1%	92.1%
高等学校等奨学金 貸付金返還金	教育委員会 事務局	134	134	0.0%	7.7%	-7.7%	59.8%	41.7%
学 校 給 食 費	教育委員会 事務局	161	128	20.5%	18.6%	1.9%	45.9%	45.8%

【 内 訳 】

	H28年度末 未収金残高 A	H29年度10月末 未収金残高 過年度 B	H29年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H28度10月末 までの削減率	H29年度とH28年度の 削減率の差	H29年度10月末 徴収率	H28年度10月末 徴収率
一 般 会 計	25,679	22,694	11.6%	11.9%	-0.3%	97.5%	97.6%
特 別 会 計	22,125	18,992	14.2%	14.2%	0.0%	91.1%	89.9%

平成29年10月末の未収金の状況(所属別)

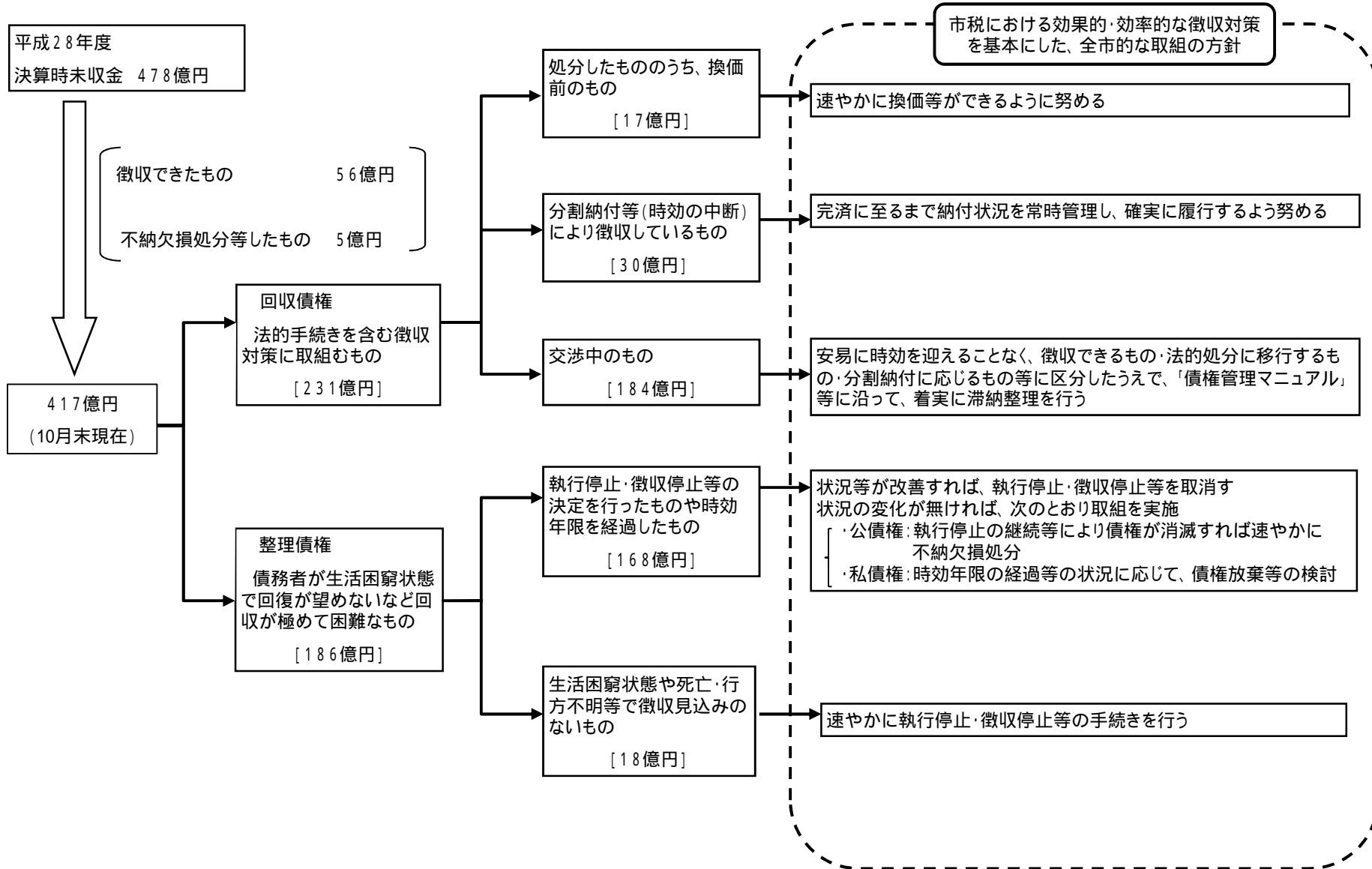
(単位:千円)

所 属	過年度					(参考) 現年度	
	H28年度末 未収金残高 A	H29年10月末 未収金残高 過年度 B	H29年度10月末 までの削減率 (A - B) / A	H28年度10月末 までの削減率	H29年度とH28年度の 削減率の差	H29年度10月末 徴収率	H28年度10月末 徴収率
人 事 室	1,627	1,590	2.3%	1.5%	0.8%	-	-
区 役 所	(1,059) 2,003	2,158	-7.7%	85.9%	-93.6%	-	-
危 機 管 理 室	135,739	132,726	2.2%	2.4%	-0.2%	-	-
経 済 戦 略 局	102,811	96,723	5.9%	1.5%	4.4%	60.0%	94.4%
中 央 卸 売 市 場	18,093	16,313	9.8%	8.3%	1.5%	99.2%	99.3%
市 民 局	(1,194) 250	224	10.4%	-4.4%	14.8%	-	35.8%
財 政 局	11,930,363	9,598,611	19.5%	19.0%	0.5%	98.0%	98.0%
契 約 管 財 局	48,076	45,913	4.5%	5.4%	-0.9%	98.9%	99.1%
都 市 計 画 局	357	357	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
福 祉 局	30,608,283	27,547,807	10.0%	10.5%	-0.5%	87.5%	86.1%
健 康 局	1,369	1,261	7.9%	8.4%	-0.5%	100.0%	99.9%
こ ども 青 少 年 局	1,282,902	1,154,043	10.0%	11.3%	-1.3%	94.6%	96.3%
環 境 局	48,581	47,201	2.8%	67.0%	-64.2%	85.8%	91.3%
都 市 整 備 局	2,482,454	2,178,804	12.2%	5.8%	6.4%	97.5%	97.6%
建 設 局	227,325	104,824	53.9%	48.5%	5.4%	94.7%	93.6%
港 湾 局	402,975	337,590	16.2%	2.3%	13.9%	99.4%	95.6%
消 防 局	953	883	7.3%	20.7%	-13.4%	-	-
交 通 局	496	496	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
水 道 局	167,338	112,390	32.8%	33.3%	-0.5%	93.2%	92.2%
教 育 委 員 会 事 務 局	342,257	306,165	10.5%	11.5%	-1.0%	57.7%	37.4%
合 計	47,804,252	41,686,079	12.8%	12.9%	-0.1%	95.8%	95.7%

平成29年4月に市民局から区役所に人件費の予算移管が行われたため、移管後の数値を記載。()内は移管前の数値。

平成28年度決算における未収金への取組状況(10月末現在)

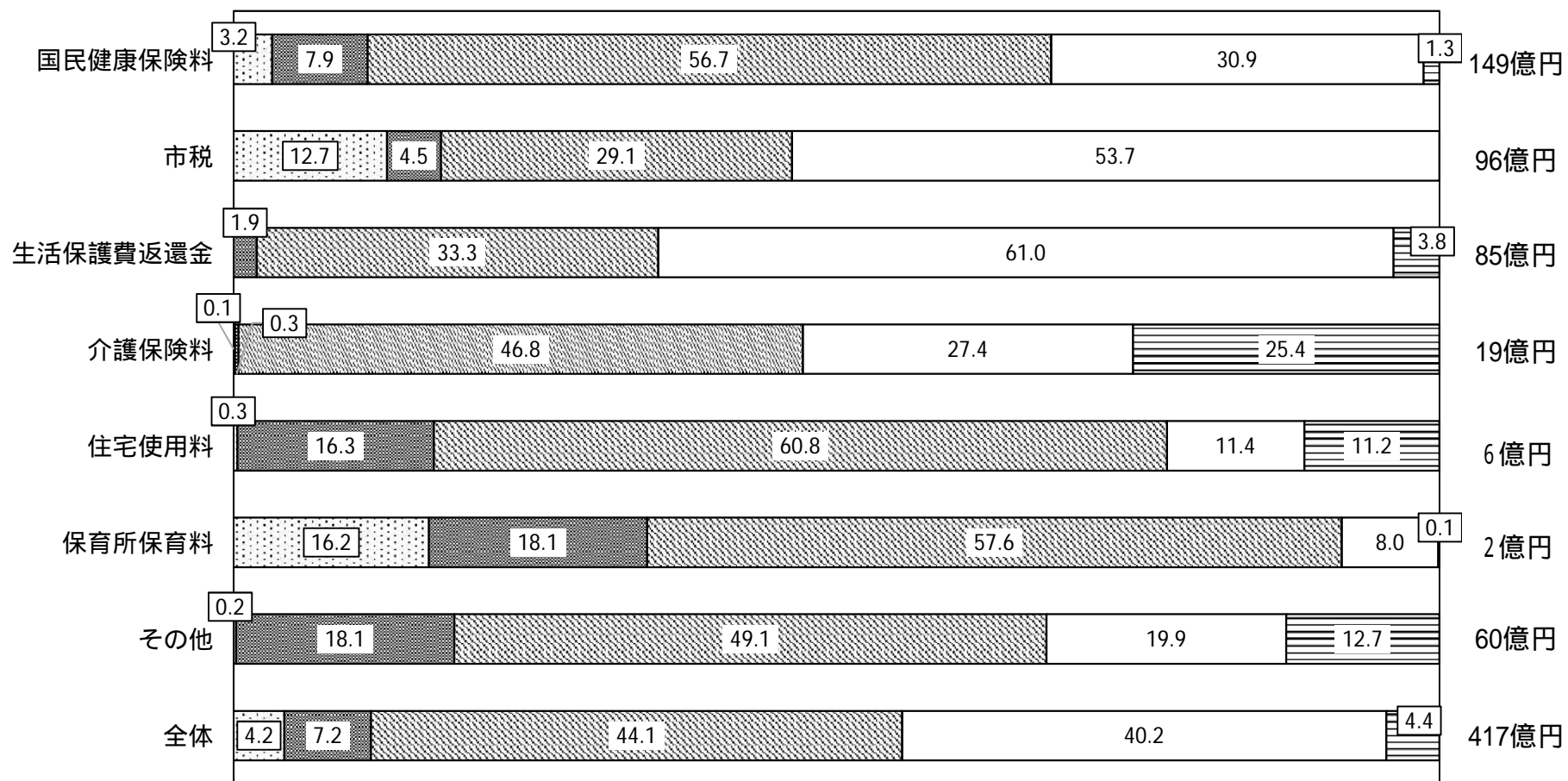
参考資料



平成28年度決算における未収金への取組状況(10月末現在)

□処分済み ■分納履行中 ▨交渉中 □執行停止中 ▨生活困窮・行方不明等

(単位:%)



議題 2

平成 29 年度後半の取組強化の徹底について
(現年度分・過年度分)

平成 29 年度後半の取組について

国民健康保険料

現年賦課分	10 月末徴収率	87.2%	(前年度 10 月末	86.7%)
	決算見込徴収率	89.0%	(前年度決算	88.6%)
	[目標徴収率	89.0%	(前年度目標	88.8%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	13.3%	(前年度 10 月末	13.8%)
	決算見込徴収率	22.0%	(前年度決算	21.5%)
	[目標徴収率	24.4%	(前年度目標	23.0%)]

主な取組

(1) 未収世帯に対する納付督促の徹底

1 期末納世帯について、民間事業者による電話による納付督促を早期に行うとともに、それ以外の未納世帯に対しては、局から送付する未収を有する資格喪失世帯の一覧を活用した電話等による納付督促を実施し、未納保険料の解消を行う。

(2) 滞納処分の速やかな執行

既に財産調査を実施し、差押可能財産が判明している世帯について「差押予告書」を速やかに発送し、自主納付等を促すとともに、「差押予告書」を発送してもなお、保険料を納付しない世帯については厳正に滞納処分を執行し、換価充当を行う。

なお、収納率が低迷しており調定規模の大きな区については、再任用職員が、集中的に臨区し、助言等を行う。

(3) 納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

納付誓約不履行世帯については、「納付誓約不履行世帯リスト」「納付誓約取消世帯リスト」等を参考に督促を徹底し、未納保険料の解消を行う。

(4) あらゆる機会を捉まえた納付指導の徹底

来庁勧奨通知、短期証更新及び証返還予告通知等の文書送付による、滞納者の来庁の機会を捉まえ、世帯の実情を聴取のうえ、保険料完納を促す指導をより一層徹底し、未納保険料の解消を行う。

(5) 文書等返戻世帯に係る居所確認の徹底

納付書及び督促状等の文書返戻世帯について、定例的に配信される文書返戻世帯にかかるリストに併せ、局において作成した短期証・資格証の返戻世帯にかかるリストの活用により、速やかに居所確認調査を実施し、不現住処理を徹底する。

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 国民健康保険料

当初目標(徴収率)現年度 89.0%、過年度 24.4%

取組状況(10月末徴収率)現年度 87.2%、過年度 13.3%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分・過年度分

引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施するとともに、再任用職員による区職員に対する直接指導を行い、職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。また、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みも継続実施して行っていく。さらに、弁護士職員により、不動産公売を前提とした積極的な差押えを行い、さらなる収入額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成を目指す。

また、引き続き各区において適正な執行停止が行えるよう、局として助言・指導を行っていく。

現年度分・過年度分

- ・引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用しており、ペイジーの利用数は10月末で対前年同月比1,264件アップ、新規口座登録世帯数については176世帯アップの35,562件、国保世帯全体における口座振替加入率は1.00ポイントアップの46.67%といずれも前年度を上回っている状況にある。また、滞納処分等についても、財産調査は対前年度比10,548世帯アップの121,058世帯、差押予告は274世帯アップの10,227世帯、差押は48世帯アップの3,539世帯とそれぞれ前年度実績を上回っているところである。
- ・再任用職員による区職員に対する直接指導による職員の能力アップ・組織体制の強化も継続実施しているところである。
- ・区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続実施し、収納率の向上に努めているところである。
- ・任期付職員(弁護士)により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続して実施し、収入額確保の取り組み強化に努めているところである。
- ・各区において適正な執行停止が行えるよう、局として助言指導を行っているところである。
- ・今年度より新たに市債権回収対策室において給与調査予告を実施しているところである。
- ・上記の取り組みにより、10月末現在における収納率は過年度分では対前年同月比は 0.5ポイントと下回っているところであるが、現年度分では0.5ポイントアップとなっているところである。

平成 29 年度後半の取組について

市税

現年賦課分	10 月末徴収率	68.6%	(前年度 10 月末	68.3%)
	(参考：納期経過分)	98.0%	("
	決算見込徴収率	99.3%	(前年度決算	99.4%)
	[目標徴収率	99.3%	(前年度目標	99.3%)]

過年賦課分	10 月末徴収率	18.7%	(前年度 10 月末	17.5%)
	決算見込徴収率	30.0%	(前年度決算	26.8%)
	[目標徴収率	30.0%	(前年度目標	28.0%)]

主な取組

・市税収入確保のため策定した差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえて、市税事務所において作成した年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。

具体的には、高額事案から順に督促中事案について確認し、年度内収入に結び付けるため、換価が容易な給与、預金、生命保険などの財産調査を徹底し、財産判明分については早急に差押えするとともに、固定資産税のみの滞納事案で給与等の差押えすべき債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。

現年賦課分における市・府民税 4 期、固定資産税 4 期については、納期限後出納閉鎖まで期間が短いため、電話による納税督促に合わせて計画的に財産調査を行い確実に徴収するよう努める。

・税務部収税課においては、市税事務所の取組について、特に高額事案については全市税事務所を訪問し、直接事案指導をするなど、進捗管理を確実に行うとともに、1 月末及び 4 月末時点の市税収入見込をもとに、2 月上中旬及び 5 月上中旬に全市税事務所に対してヒアリングを実施し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の収納確保に取り組む。

・市税の滞納整理強化月間としている 12 月には、毎年各市税事務所等において自主納税の推進と滞納整理に取り組んでいるが、今年度は、全市税事務所収納対策担当及び税務部収税課が一丸となって、平日夜間の電話催告や訪問調査等の取組を新たに行った。

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

財政局

債権名 市税

当初目標(徴収率)現年度 99.3%、過年度 30.0%

取組状況(10月末徴収率)現年度 68.6%、過年度18.7%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分

昨年同様の取り組みを行う。平成29年度の数値目標は次のとおり(納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象)

- ・差押件数：15,000件(昨年度実績：19,049件)
- ・給与照会件数：18,000件(昨年度実績31,832件)
- ・確定申告書等の資料閲覧件数：5,000件(昨年度実績：6,182件)
- ・インターネット公売実施回数：4回(昨年度実績：5回)
- ・合同公売実施回数：3回(昨年度実績：3回)
- ・搜索実施回数：30回(昨年度実績：55回)
- ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上(昨年度実績：87.5%)

過年度分

(1) 平成29年7月から10月を集中整理期間とし、平成26年度課税に係る滞納事案のうち、年税10万円以上(基幹2税目は期別25,000円以上)の対象事案の60%以上を徴収、処分、停止等により整理。

(2) また、未収金残高の5割以上を占める滞納税額10万円から100万円までの滞納事案のうち、特に滞納税額の割合の高い滞納税額10万円以上20万円未満事案について、期間を定めて集中的に整理する。

現年度分

- ・差押件数：9,368件(昨年同時期実績：7,601件)
- ・給与照会件数：11,656件(昨年同時期実績：10,790件)
- ・確定申告書等の資料閲覧件数：4,244件(昨年同時期実績：2,287件)
- ・インターネット公売実施回数：
 - 動産3回、不動産1回(昨年同時期実績：動産1回、不動産3回)
- ・合同公売実施回数：1回(昨年同時期実績：1回)
- ・搜索実施回数：25回(昨年同時期実績：21回)
- ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85.8%(昨年同時期実績：87.9%)

過年度分

(1)

- ・対象事案数：2,718件
- ・整理率：59.6%

(2)

- ・対象事案数：13,106件
- ・整理率：47.2%

平成 29 年度後半の取組について

生活保護費返還金(保護費収入)

現年賦課分	10 月末徴収率	4 5 . 6 %	(前年度 10 月末	4 1 . 2 %)
	決算見込徴収率	6 7 . 9 %	(前年度決算	6 3 . 5 %)
	{ 目標徴収率	6 5 . 7 %	(前年度目標	6 5 . 7 %) }

過年賦課分	10 月末徴収率	1 . 4 %	(前年度 10 月末	1 . 5 %)
	決算見込徴収率	2 . 3 %	(前年度決算	2 . 4 %)
	{ 目標徴収率	5 . 2 %	(前年度目標	5 . 8 %) }

主な取組

(現年賦課分・過年賦課分)

・本債権は、そもそも資力に乏しい生活保護受給者が債務者であるため、分割による納付を承認する際の納付金額が少額にならざるを得ない状況にある。しかしながら、少額の分割金額が恒常化することのないよう、分割承認時や可能な限り単年度ごとに年間納付額の見直しを図るなど、ケースワーカーからの指導のもと綿密な納付計画を立てるよう引き続き指導を行う。

・滞納が発生した場合の対応として、特に受給中の被保護者に対して、滞納状況の把握、速やかな納付督促、督促状の発送、債務承認書の徴収など適正な運用を引き続き図ることで、未収の長期化を未然に防ぐ。

・適切に債権の管理等ができるよう、監査時や事務研修会等を通じ、情報の共有やスキルアップを図る。

・ケースワーカーは、新年度の援助方針に債権の有無、納付状況の記載を徹底することにより年度当初の担当地区変更後の家庭訪問時等で債権を有する者への的確な納付指導の取り組み強化に繋げる。

・査察指導員は、ケースワーカーに対して、家庭訪問時等において、債権を有する者への納付状況を確認し、未収があれば、納付指導と指導状況を記録に残すことの徹底を求め、ケースワーカー、債務者双方に債権に対する意識づけの徹底を図る。

・平成 30 年度生活保護法改正によって、債権回収に関わる内容は、各実施機関に周知徹底し積極的な活用を図る。

(現年賦課分)

- ・口座振替勧奨の更なる徹底により口座振替件数は増加しており、さらなる振替件数の増加を図り、徴収率の向上と未収額の圧縮に努める。

- ・平成 26 年 7 月の生活保護法改正により、法第 78 条徴収金については、本人の申し出により保護費からの徴収が可能となり、現行の取り組みと併せて適切に実施するよう課長会、事務監査等を通じて周知し、より一層の活用件数及び収入額の増加を図る。

- ・平成 29 年 8 月から施行された 10 年年金について、会議等を通じて実施機関に適切な事務処理の周知や情報共有によって新たな債権が発生しないように取り組む。

(過年賦課分)

- ・受給中の債務者の未収件数、未収金額について、未収債権の全体に占める割合が前年度より高くなっているため滞納状況を把握し、ケースワーカーの納付指導等の徹底により徴収の強化を図る。

- ・過年賦課分も口座振替の活用の検討を行い債権回収の改善に取り組む。

- ・各債権について、時効管理の徹底を行い、時効中断措置の適切な処理を徹底していくとともに、時効年限が経過した債権は、不納欠損処分を行う。

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 生活保護費返還金

当初目標(徴収率)現年度 65.7%、過年度 5.2%

取組状況(10月末徴収率)現年度 45.6%、過年度 1.4%

取組内容	取組状況(10月末)
<p>現年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替勸奨の更なる徹底により、さらなる振替件数の増加を図り、徴収率の向上と未収額の圧縮に努める。 ・本債権は、そもそも資力に乏しい生活保護受給者が債務者であるため、分割による納付を承認する際の納付金額が少額にならざるを得ない状況にある。しかしながら、少額の分割金額が恒常化することのないよう、分割承認時や可能な限り単年度ごとに年間納付額の見直しを図るなど、ケースワーカーからの指導のもと綿密な納付計画を立てるよう指導を行う。 ・ケースワーカーに対し、家庭訪問時等において、債権の有無、納付状況の確認、債権を有する者への納付指導と指導状況を記録に残すことの徹底を求め、ケースワーカー、債務者双方に債権に対する意識づけの徹底を図る。 ・滞納が発生した場合の対応として、特に受給中の被保護者に対して、滞納状況の把握、速やかな納付督促、督促状の発送、債務承認書の徴取など適正な運用を図ることで、未収の長期化を未然に防ぐ。 ・平成26年7月の生活保護法改正により、法第78条徴収金については、本人の申し出により保護費からの徴収が可能となったため、現行の取り組みと併せて適切に実施することにより、収入額の増額を図る。また、法改正から3年であり、申し出による徴収制度について、課長会等を通じての周知、制度や実務を浸透させるための事務研修会等の開催を検討し、活用件数の増加を図る。 ・10年年金が施行されるため、適切な事務処理により新たな債権とならないよう、周知徹底する。 <p>過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各債権については、時効管理の徹底を行い、時効中断措置の適切な処理を徹底していくとともに、時効年限が経過した債権については、不納欠損処分を行っていく。 ・適切に債権の管理等ができるよう、監査時や事務研修会等を通じ、情報の共有やスキルアップを図る。 	<p>現年度分・過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本債権は、そもそも資力に乏しい生活保護受給者が債務者であるため、分割による納付を承認する際の納付金額が少額にならざるを得ない状況にある。しかしながら、少額の分割金額が恒常化することのないよう、分割承認時や可能な限り単年度ごとに年間納付額の見直しを図るなど、ケースワーカーからの指導のもと綿密な納付計画を立てるよう指導を行っている。 ・滞納が発生した場合の対応として、特に受給中の被保護者に対して、滞納状況の把握、速やかな納付督促、督促状の発送、債務承認書の徴取など適正な運用を図ることで、未収の長期化を未然に防いでいる。 ・ケースワーカーに対し、年度当初の家庭訪問時等において、債権の有無、納付状況の確認、債権を有する者への納付指導と指導状況を記録に残すことの徹底を求め、ケースワーカー、債務者双方に債権に対する意識づけの徹底を図った。 ・適切に債権の管理等ができるよう、監査時や事務研修会等を通じ、情報の共有やスキルアップを図っている。 <p>現年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替勸奨の更なる徹底により、振替件数の増加を図り、徴収率の向上と未収額の圧縮に努めている。 平成29年10月末 35,389件 (前年度比 684件増) 平成28年10月末 34,705件 ・平成26年7月の生活保護法改正により、法第78条徴収金については、本人の申し出により保護費からの徴収が可能となったため、現行の取り組みと併せて適切に実施することにより、収入額の増額を図っている。また、法改正から3年であり、申し出による徴収制度について、課長会等を通じての周知、制度や実務を浸透させるための事務研修会等の開催を検討し、活用件数の増加を図っている。 平成29年10月末 3,345件21,642,802円(前年度比 1,771件10,034,170円増) 平成28年10月末 1,574件11,608,632円 ・平成29年8月から施行された10年年金について、会議等を通じて実施機関に対して適切な事務処理により新たな債権とならないよう周知徹底している。一方、年金事務所には、平成29年11月2日付「年金裁定請求及び年金受給調査に係る協力依頼について」により早期に手続きを行うように申し入れし、事務の遅れで新たな債権とならないよう取り組んでいる。 <p>過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各債権については、時効管理の徹底を行い、時効中断措置の適切な処理を徹底していくとともに、時効年限が経過した債権については、不納欠損処分を行っていく。

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名: 生活保護費返還金

	平成28年度 10月末徴収率(A)		平成29年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (B) - (A)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	54.8%	1.0%	46.4%	1.3%	-8.4%	0.3%
都島区	35.6%	1.2%	41.4%	0.9%	5.8%	-0.3%
福島区	49.0%	4.4%	64.9%	3.0%	15.9%	-1.4%
此花区	47.5%	1.3%	44.4%	1.5%	-3.1%	0.2%
中央区	23.0%	1.2%	48.6%	1.5%	25.6%	0.3%
西区	41.4%	0.9%	46.8%	1.8%	5.4%	0.9%
港区	42.3%	0.8%	38.9%	1.0%	-3.4%	0.2%
大正区	34.4%	1.6%	43.9%	1.3%	9.5%	-0.3%
天王寺区	35.0%	1.1%	40.8%	0.9%	5.8%	-0.2%
浪速区	30.8%	1.1%	45.1%	0.8%	14.3%	-0.3%
西淀川区	44.3%	1.0%	32.3%	1.3%	-12.0%	0.3%
淀川区	31.4%	0.7%	41.5%	1.0%	10.1%	0.3%
東淀川区	36.8%	0.7%	30.6%	1.3%	-6.2%	0.6%
東成区	38.5%	2.8%	49.9%	1.1%	11.4%	-1.7%
生野区	51.1%	0.7%	58.0%	1.1%	6.9%	0.4%
旭区	40.9%	1.4%	37.1%	2.1%	-3.8%	0.7%
城東区	35.9%	1.5%	45.8%	1.2%	9.9%	-0.3%
鶴見区	44.1%	0.8%	40.6%	1.2%	-3.5%	0.4%
阿倍野区	38.5%	2.0%	53.7%	2.5%	15.2%	0.5%
住之江区	37.4%	1.5%	44.9%	2.3%	7.5%	0.8%
住吉区	36.1%	1.0%	35.6%	1.7%	-0.5%	0.7%
東住吉区	37.9%	1.8%	41.0%	1.5%	3.1%	-0.3%
平野区	40.8%	2.5%	41.8%	1.3%	1.0%	-1.2%
西成区	48.7%	2.0%	55.5%	1.7%	6.8%	-0.3%
24区合計	40.5%	1.4%	45.1%	1.4%	4.6%	0.0%

平成 29 年度後半の取組について

介護保険料

現年賦課分	10 月末徴収率	97.6%	(前年度 10 月末	97.4%)
	決算見込徴収率	98.0%	(前年度決算	97.8%)
	[目標徴収率	98.0%	(前年度目標	98.0%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	11.1%	(前年度 10 月末	11.0%)
	決算見込徴収率	16.3%	(前年度決算	16.3%)
	[目標徴収率	27.0%	(前年度目標	20.8%)]

主な取組

- ・ 11～2月上旬頃に掛けての第2次収納対策期間の取組みとして、平成28年度決算時点における年齢別収納率で特に収納率が低かった67～69歳で市民税世帯課税以上の滞納者に対し、特別催告書を発送し、納付督促を行う。
また、10月までに実施した第1次収納対策において、5段階以上の滞納者に対し、最終催告書を発送してもなお、納付に至っていない滞納者に対し、差押え予告通知書の送付等を実施し、滞納者への接触を図り、納付督促を行う。(区)
- ・ 2月下旬頃から出納整理期間までの間の取組みとして、第2次収納対策期間の実施状況や滞納者の状況等を踏まえ、第3次収納対策を実施する。(区)
- ・ 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不必要な保険料賦課を削減するため、送付文書の返戻により、不現住が疑われる者については、速やかに居住確認調査を実施するとともに、すでに介護保険担当で不現住確定を行っている者に対する住民基本台帳の職権削除を推進するよう、住民基本台帳担当課へ働きかける。(区)
- ・ 市債権回収対策室においては、最終催告書を送付するとともに、財産調査により差押可能財産が判明した滞納者に対しては、差押決定通知書を発送し、期日までに納付がない場合には差押を実施する。(局)
- ・ 年齢到達等資格取得者については、特別徴収となるまでの間、普通徴収となり、この期間の保険料が滞納となっていることから、普通徴収期間の保険料滞納の解消を図るため、民間事業者を活用し、夜間や休日の納付督促を重点的に行うとともに、比較的徴収が可能と考えられる中長期滞納者に対し、納付督促を実施し、未収保険料の回収に努める。(民間委託事業者)

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

福祉局

債権名 介護保険料

当初目標(徴収率) 現年度 98.0%、過年度 27.0%

取組状況(10月末徴収率) 現年度 97.6%、過年度 11.1%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分・過年度分

滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化
第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図る。早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図る。

民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの間は普通徴収となる。こうした徴収の仕組みを知らない早期滞納者が増える傾向があることや、滞納が長期化していくと滞納の解消へつながりにくい傾向にあるため、新規資格取得による早期滞納者への訪問徴収等の納付督促を引き続き徹底するとともに、65歳年齢到達者については、就労等により平日の日中は不在であることが多いと思われるため、夜間や休日の納付督促を重点的に行い、徴収強化を図る。また、中長期滞納者への納付督促について、引き続き、取組みを強化していく。

さらに、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多いことから、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図る。

各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を3期に分けて収納対策期間を設定し、各区において早期滞納者及び高額滞納者を中心として、「納付督促文書」を送付し、積極的に滞納者との接触を図っていく。また、「市債権回収対策室」と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っていく。

被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により不必要な保険料賦課を削減するため、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行う。

課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施

給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先へ給与照会等を実施する。

現年度分・過年度分

滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化
第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図っている。また、早期滞納者を中心に、最終催告書等の発送を強化し、更なる徴収強化を図っている。

【平成29年10月末実績】

・財産調査件数 419,435件 ・差押実施件数 175件(取立金額 21,757千円)

民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への訪問徴収等の納付督促を徹底している。なお、65歳年齢到達者については、就労等により平日の日中は不在であることが多いと思われるため、夜間や休日の納付督促を重点的に行い、徴収強化を図っていく。また、中長期滞納者への納付督促について、引き続き、取組みを強化している。

さらに、介護保険制度では65歳年齢到達により自動的に第1号被保険者となるため、連絡先電話番号を把握していない場合が多いことから、国民健康保険担当で把握している電話番号を活用して、被保険者との接触の機会の増加を図っている。

【平成29年9月末実績】

178,345千円

各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として「納付督促文書」を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っている。残る対策期間についても、滞納状況を把握し、効果的に実施する。

【平成29年10月末実績】

2,503件(最終催告書)

被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課を削減している。

【平成29年10月末実績】

不要調定削減額 6,974千円

課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施

給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先へ給与照会等を実施している。

【平成29年10月末実績】

納付催告 1,045件 国税徴収法141条に基づく照会 206件

平成 29 年度後半の取組について

住宅使用料

現年賦課分	10 月末徴収率	97.7%	(前年度 10 月末	97.7%)
	決算見込徴収率	99.6%	(前年度決算	99.6%)
	[目標徴収率	99.6%	(前年度目標	99.6%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	16.7%	(前年度 10 月末	14.7%)
	決算見込徴収率	21.3%	(前年度決算	18.4%)
	[目標徴収率	18.4%	(前年度目標	15.4%)]

主な取組

< 都市整備局 >

- ・ 公社から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・ 日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。
- ・ 指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。
- ・ 訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。
- ・ 滞納期間 3 ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。

< 住宅供給公社 >

- ・ 局に引継ぐ前の 3 ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・ 日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。
- ・ 局への引継ぎ対象となる 3 ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。
- ・ 納付方法が納付書の入居者に対して、口座振替勧奨文書と口座振替依頼書を送付し、口座振替奨励を行う。

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

都市整備局

債権名 住宅使用料

当初目標(徴収率)現年度 99.6%、過年度 18.4%

取組状況(10月末徴収率)現年度 97.7%、過年度 16.7%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。
- ・訴訟対象者の内容を精査し、訴訟までの期間を短縮する。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。

過年度分

- ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。
- ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努める。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納収納委託案件とする。
- ・本市と分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組みを実施する。
- ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手する。

現年度分

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための研修を実施している。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組みを実施。
(平成29年10月末時点即決和解申出件数：153件)
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。
- ・訴訟対象者の訴訟までの期間は概ね2ヶ月半となっており短縮を図ることができている。
- ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上のための取組みを行っている。

過年度分

- ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなどの取組みにより収納率の向上を図っている。
(平成28年度委託先回収実績：14,850千円 平成29年度10月末時点委託先回収額：7,506千円)
- ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努めている。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納収納委託案件としている。
- ・本市と分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行っている。
(平成29年10月末時点督促発送件数：553件)
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。
(平成29年10月末時点債権差押申立件数：15件 取立件数：5件)
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促手続きに向けた準備を行っている。
- ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手している。 平成30年5月稼働予定

平成 29 年度後半の取組について

保育所保育料

現年賦課分	10 月末徴収率	97.6%	(前年度 10 月末	97.8%)
	決算見込徴収率	99.1%	(前年度決算	99.1%)
	[目標徴収率	99.1%	(前年度目標	98.6%)]
過年賦課分	10 月末徴収率	31.2%	(前年度 10 月末	27.5%)
	決算見込徴収率	37.7%	(前年度決算	43.1%)
	[目標徴収率	30.8%	(前年度目標	30.8%)]

主な取組

(1) 電話による督促

勤務先への電話督促

保育料滞納整理特別チームが保護者の勤務先へ電話し、本人を電話口まで呼び出して納付督促を行う。その際に滞納が続くようなら給与の差押を実施する旨を伝えて納付につなげていく。

新規未収案件への集中督促

保育料滞納整理特別チームが新規の未収案件について日常的に行っている電話督促を、出納整理期間中は、特に集中的に行う。

夜間集中電話督促

保育料滞納整理特別チームと局課長職員が連携し、平成 29 年度 3 月分（4 月 5 日納期）の新規未収案件について、督促状発送時期（5 月中旬）に合わせた電話による夜間督促を集中的に実施する。（3 月に児童が退所することにより、保育料の引落口座を解約したことにより口座振替不能となった者を中心に督促することにより、毎年一定の効果を上げている。）

(2) 面談による納付勧奨

一括による納付が困難な事案については面談による納付相談を実施し、生活状況を確認したうえで分納による納付を勧奨する。その際、出納整理期間内の納付を強く指導する。

(3) 差押等滞納処分の実施

支払い能力があるにもかかわらず再三の納付督促に応じない滞納者に対しては、差押等滞納処分を行う。

なお、差押に当たっては、換価が容易な預金等を中心に実施する。

平成29年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況

こども青少年局

債権名 保育所保育料

当初目標(徴収率)現年度 99.1%、過年度 30.8%

取組状況(10月末徴収率)現年度 97.6%、過年度 31.2%

取組内容

取組状況(10月末)

現年度分

- ・各区役所と連携して納入通知書に定期的に口座振替依頼の案内を同封し、口座振替加入率の向上を目指す。
- ・新たに未納が発生したものについて、早期に電話・文書による督促を行い、早期の完納を目指す。
- ・児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。
- ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。
- ・公立保育所について、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。

現年度分

- ・区と連携して納入通知書に口座加入ビラを連続して同封した。平成29年4月加入率88.4%（対前年度比100.0%） 9月加入率92.5%で4.1ポイント増。
- ・滞納処分の強化
処分件数31件（対前年度比96.9%）
- ・督促の強化及び児童手当からの特別徴収により徴収率のアップを図った。
徴収率：97.6%（対前年度比99.8%）
- ・特別徴収件数：958件、金額：9,484千円

過年度分

- ・電話や文書による督促を続け、早期の完納を目指す。
- ・納付交渉において、児童手当から直接徴収する同意徴収の申出書提出を強く求めていく。
- ・滞納処分ができるように、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。
- ・分納誓約不履行者をはじめ、納付に応じない滞納者には、滞納処分を行っていく。
- ・公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。

過年度分

- ・滞納処分の強化
処分件数：175件（対前年度比：87.1%）
- ・滞納処分を換価しやすい預貯金・給与・生命保険を押える。
処分件数（上記の内訳）：156件(対前年度比98.1%)
- ・督促の強化及び児童手当からの同意徴収により徴収率のアップを図った。
徴収率：31.2%（対前年度比：113.6%）
同意徴収件数：160件、金額：8,347千円

平成29年度 市債権回収対策室の徴収状況

(平成29年10月末日現在)

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局(会計)	引継対象、条件	件数(件)	引継金額(百万円)	徴収目標額(百万円)	徴収実績(百万円)	徴収率(円単位で算出)
国民健康保険料	福祉局(国保)	国保制度離脱後に社会保険へ加入及び市外転出の滞納者	1,537	299	41	33	11.0%
市 税	財政局	国民健康保険料との重複滞納	1,986	247	79	36	14.6%
本 料(税) 計			3,523	546	120	69	12.6%
上記債権に伴う延滞金等			-	-	9	10	-

合 計			3,524	546	(A) 129	(B) 79	
件数の合計 には、児童福祉施設徴収金(延滞金のみ)の1件を含む					目標達成率(B)/(A)		61.2%

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局(会計)	対象条件	財産調査対象滞納額(百万円)	徴収効果目標額(百万円)	徴収効果額(百万円)	目標達成率
国民健康保険料	福祉局(国保)	5期以上の長期滞納者等	15,790	1,100	322	29.3%
介護保険料	福祉局(介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等)を除く滞納者	1,973	350	200	57.1%
合 計			17,763	(C) 1,450	(D) 522	36.0%

合計 +	徴収目標額(百万円) (A) + (C)	徴収実績(百万円) (B) + (D)	目標達成率
	1,579	601	38.1%

平成29年度の徴収実績(10月末現在)及び今後の取組

・平成29年度の徴収実績については、当室全体で徴収対象滞納額約183億円に対し、徴収目標15億7,900万円として情報の共有化や市税の徴収ノウハウを活かした取組により、6億100万円を徴収し、目標達成率は38.1%となっている。

・個別事案によるものについては、徴収目標額を延滞金を含め1億2,900万円として、市税については6月末、国民健康保険料については7月中旬までに関係先との連携強化による円滑な事案引継を行い、10月末時点での徴収実績は7,900万円、目標達成率は61.2%であり、現時点では概ね順調に推移しているが、今後、給与差押や給与照会、その他財産調査等の強化を図ることにより、徴収目標額の達成を目指す。

・財産調査等強化によるものについては、徴収効果目標額を14億5,000万円として、国民健康保険料については差押件数は昨年同期とほぼ同数、財産調査、差押予告は昨年同期を上回る取り組みを行っているが、差押対象世帯の滞納額の減少等により10月末時点での徴収効果額は3億2,200万円、目標達成率は29.3%となっている。今後、財産調査等これまでの取組の強化を行うとともに、滞納者への給与調査予告を実施し徴収効果目標額の確保を目指す。また、介護保険料については10月末時点での徴収効果額は2億円、目標達成率は57.1%であり、現時点では概ね順調に推移しているが、国民健康保険料と同様に滞納者の勤務先を含めた財産調査を強化することにより徴収効果目標額の確保を目指す。

その他主要債権の平成29年度後半の取組について

債権名	平成29年度後半の取組内容	所属
<p>災害援護資金貸付金【私債権】</p>	<p>現年度賦課分</p> <p>-</p> <p>・主な取組</p> <p>-</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 2.2% (前年度10月末 2.4%) 決算見込徴収率 3.6% (前年度決算 4.0%) (目標徴収率 6.8% (前年度目標 6.8%))</p> <p>・主な取組</p> <p>・破産免責等を受け、法的にも回収困難な債権について、2・3月市会で債権放棄の手続きを進める。 ・低収入の債務者について、他都市の状況を踏まえ、スケジュール管理をしながら、本市の方針を決定する。</p>	<p>危機管理室</p>
<p>生活保護法指定医療機関等返還金【公債権(強制徴収不可)】</p>	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 73.3% (前年度10月末 96.8%) 決算見込徴収率 73.3% (前年度決算 8.0%) (目標徴収率 83.5% (前年度目標 85.9%))</p> <p>・主な取組</p> <p>・返還金が発生すると、診療報酬との相殺を実施しているが、一件当たりの返還額が大きく一括での返還が困難である場合など分納に応じるかわりに、債権保全のため代表者を保証人にするなど交渉をおこなう。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 1.0% (前年度10月末 2.4%) 決算見込徴収率 6.7% (前年度決算 10.7%) (目標徴収率 57.8% (前年度目標 46.3%))</p> <p>・主な取組</p> <p>・顧問弁護士や債権管理・回収アドバイザーへの相談を実施し、有効な請求方法等の検討を行うとともに、債務者に対し納付指導を行い、その後も動きがないようであれば法的措置なども検討する。</p>	
<p>国民健康保険料(不現住)【公債権(強制徴収可)】</p>	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末未収金残高 163,520千円 (前年度10月末 189,994千円) 決算見込未収金残高 142,262千円 (前年度決算 154,479千円) (目標未収金残高 0千円 (前年度目標 0千円))</p> <p>・主な取組</p> <p>保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、居所不明者については、住民基本台帳の担当に連絡し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末未収金残高 361,992千円 (前年度10月末 437,427千円) 決算見込未収金残高 200,842千円 (前年度決算 226,829千円) (目標未収金残高 0千円 (前年度目標 0千円))</p> <p>・主な取組</p> <p>保険料決定通知書等の発送文書の返戻管理を徹底することにより、不現住世帯の早期発見に努めるとともに、居所不明者については、住民基本台帳の担当に連絡し、職権消除等を促す。 また、局からも情報提供を行うなど、区と局が連携して取り組んでいく。</p> <p>居所不明者にかかる国民健康保険料のため、徴収は不可能なことから、参考として徴収率ではなく未収金残高等を記載。</p>	<p>福祉局</p>
<p>国民健康保険給付費返還金【私債権・公債権(強制徴収可)】</p>	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 72.5% (前年度10月末 70.2%) 決算見込徴収率 82.6% (前年度決算 82.5%) (目標徴収率 95.6% (前年度目標 94.9%))</p> <p>・主な取組</p> <p>資格喪失等により発生した返還金については、他の保険者との調整が可能なものは、順次処理を行う。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 10.7% (前年度10月末 9.0%) 決算見込徴収率 12.2% (前年度決算 12.3%) (目標徴収率 61.5% (前年度目標 50.5%))</p> <p>・主な取組</p> <p>支払い能力を有していると思われる債務者については、支払督促の申立等を行い、債権回収に努める。 徴収見込みのない債権等は、履行延期特約や徴収停止等の措置を行う。</p>	

債権名	平成29年度後半の取組内容	所属
後期高齢者 医療保険料 【公債権(強制 徴収可)】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 73.3% (前年度10月末 73.0%) 決算見込徴収率 99.0% (前年度決算 98.7%) 【目標徴収率 99.0% (前年度目標 99.0%)】</p> <p>・主な取組 引き続き初期未納対策として、コールセンターによる納付呼びかけ及び口座振替勧奨を行う。また、十分な資力のある者については、滞納処分を行う。 区役所における取組みとして、年金支給日にあわせて催告書を送付するなど、払い忘れ対策を行う。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 20.8% (前年度10月末 21.1%) 決算見込徴収率 29.6% (前年度決算 28.8%) 【目標徴収率 29.6% (前年度目標 28.6%)】</p> <p>・主な取組 引き続き高額未納のある被保険者については、滞納処分を実施する。市債権回収対策室が実施するOJT研修受講によるノウハウをいかし、滞納処分の強化及び拡充を行う。</p>	福祉局
介護保険給 付費不正・不 当利得返還 金及び加算 金 【公債権(強 制徴収可)】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 87.0% (前年度10月末 35.3%) 決算見込徴収率 100.0% (前年度決算 36.8%) 【目標徴収率 100.0% (前年度目標 100.0%)】</p> <p>・主な取組 ・一括納付を原則として納付交渉を行い、やむを得ず分割納付となる場合には事前に財産調査等を行い、分納額が妥当なものとなるよう取組む。 ・不正発覚から処分決定までの間、当該事業所への介護給付費の支払についてはいったん保留のうえ追加審査を行うことにより、新たな返還金が発生しないよう取組む。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 2.2% (前年度10月末 4.1%) 決算見込徴収率 5.6% (前年度決算 5.6%) 【目標徴収率 87.8% (前年度目標 72.1%)】</p> <p>・主な取組 弁護士等専門家に助言を仰ぎつつ、引き続き納付交渉等を行うなど、適切に対応していく。</p>	福祉局
大学奨学金 貸付金返還 金【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 53.3% (前年度10月末 36.8%) 決算見込徴収率 61.4% (前年度決算 31.8%) 【目標徴収率 96.6% (前年度目標 57.0%)】</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 0.6% (前年度10月末 0.5%) 決算見込徴収率 1.7% (前年度決算 1.3%) 【目標徴収率 4.1% (前年度目標 2.8%)】</p> <p>【主な取組】</p> <p>返還免除等の未申請者に申請を働きかけるとともに、債権の一部が時効を迎える者に対しては、支払督促・訴訟等の法的措置により債権の保全に努める。</p>	福祉局 教育委員会事務局
高等学校等 奨学金貸付 金返還金【私 債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 59.8% (前年度10月末 41.7%) 決算見込徴収率 46.7% (前年度決算 37.7%) 【目標徴収率 100% (前年度目標 48.6%)】</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 0.5% (前年度10月末 0.4%) 決算見込徴収率 1.3% (前年度決算 0.7%) 【目標徴収率 18.7% (前年度目標 2.8%)】</p> <p>【主な取組】</p> <p>返還免除等の未申請者に申請を働きかけるとともに、債権の一部が時効を迎える者に対しては、支払督促・訴訟等の法的措置により債権の保全に努める。</p>	福祉局 教育委員会事務局

債権名	平成29年度後半の取組内容	所属
児童扶養手当返還金【公債権（強制徴収可・不可）】	<p>現年賦課分</p> <p>10月末徴収率 39.0%（前年度10月末 57.5%） 決算見込徴収率 69.4%（前年度決算 54.7%） 【目標徴収率 69.4%（前年度目標 58.0%）】</p> <p>・主な取組 児童扶養手当返還金事務処理要領にかかる重要ポイントについて事務連絡し、区担当者に注意喚起する。 各区を訪問し事務指導を実施し、返還金管理状況等について各区担当者あて助言を行う。</p> <p>過年賦課分</p> <p>10月末徴収率 5.1%（前年度10月末 6.1%） 決算見込徴収率 11.9%（前年度決算 10.6%） 【目標徴収率 11.6%（前年度目標 11.9%）】</p> <p>・主な取組 児童扶養手当返還金事務処理要領にかかる重要ポイントについて事務連絡し、区担当者に注意喚起する。 各区を訪問し事務指導を実施し、返還金管理状況等について各区担当者あて助言を行う。 長期滞納や高額滞納、分納履行が滞っている対象者等について、滞納処分を実施する。</p>	
児童福祉施設徴収金【公債権（強制徴収可）】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 59.8%（前年度10月末 66.3%） 決算見込徴収率 85.0%（前年度決算 72.0%） 【目標徴収率 85.0%（前年度目標 79.4%）】</p> <p>・主な取組 口座振替による徴収を積極的に推進するため、口座振替勧奨を行う。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 5.2%（前年度10月末 5.4%） 決算見込徴収率 40.8%（前年度決算 6.5%） 【目標徴収率 40.8%（前年度目標 45.2%）】</p> <p>・主な取組 各区と連携し、滞納処分手続きを行う。</p>	こども青少年局
母子父子寡婦福祉貸付金【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 69.1%（前年度10月末 69.6%） 決算見込徴収率 81.8%（前年度決算 78.7%） 【目標徴収率 81.8%（前年度目標 83.4%）】</p> <p>・主な取組 ・償還促進月間（10月～翌1月）において、各区において早期に納付交渉を行い、滞納解消の取り組みを進める。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 5.0%（前年度10月末 5.3%） 決算見込徴収率 7.8%（前年度決算 9.4%） 【目標徴収率 7.8%（前年度目標 7.2%）】</p> <p>・主な取組 ・償還促進月間（10月～翌1月）において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消の取り組みを進める。 ・サービサー（債権回収業者）による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求める。 ・局において非常勤嘱託職員を雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し徴収の強化を図る。 ・債務者らが破産免責をうけている債権をはじめ徴収見込みのない債権について、債権放棄の手続きを進める。</p>	
土地賃貸料【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>・主な取組 -</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 0.0%（前年度10月末 76.9%） 決算見込徴収率 100.0%（前年度決算 76.9%） 【目標徴収率 16.4%（前年度目標 76.9%）】</p> <p>・主な取組 ・粘り強く交渉を行った結果、12月5日に過年度未収金残額3,000万円の納付があった。 ・この納付により、過年度未収金は完済となった。</p>	環境局

債権名	平成29年度後半の取組内容	所属
不正入居等 損害金(市営 住宅)【私債 権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 6.9% (前年度10月末 14.4%) 決算見込徴収率 12.7% (前年度決算 14.8%) 〔目標徴収率 31.5% (前年度目標 31.5%)〕</p> <p>・主な取組 ・強制執行などにより転居先不明のまま退去となる者が多いため、住民票を取得するなど転居先の把握に努める。 ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 1.0% (前年度10月末 0.9%) 決算見込徴収率 1.5% (前年度決算 1.5%) 〔目標徴収率 1.5% (前年度目標 1.5%)〕</p> <p>・主な取組 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民票を取得するなど転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、文書督促や現地訪問督促を実施する。 ・本市と分割納付を誓約しているものについては、履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・退去滞納者に対して督促を行うも支払いがないものに対しては、速やかに法的措置を行う。 ・破産免責を受けたもの、相続人不存在のもの、行方不明者に対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 ・退去滞納損害金の催告業務の委託化に向けた検討を進める。</p>	都市整備局
下水道使用 料【公債権(強 制徴収可)】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 92.5% (前年度10月末 92.5%) 決算見込徴収率 99.7% (前年度決算 99.7%) 〔目標徴収率 99.7% (前年度目標 99.7%)〕</p> <p>・主な取組 ~新たな滞納者を増やさない取組み~ ・新規滞納者に対し、架電及び文書による納付督促を毎月実施。 ・口座振替を実施していない使用者に対し口座振替勧奨を実施。 ・委任徴収分については、水道局と毎月収納担当者会議を実施し共同して未収金回収に取組む。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 60.5% (前年度10月末 54.2%) 決算見込徴収率 63.5% (前年度決算 59.3%) 〔目標徴収率 58.8% (前年度目標 55.2%)〕</p> <p>・主な取組 ・水道局から移管された過年度滞納分について、所在調査を行い催告書を送達。 ・催告書の後、滞納者に対し、財産調査を行い滞納処分を実施。 ・委任徴収分については、水道局と毎月収納担当者会議を実施し共同して未収金回収に取組む。</p>	建設局
土地賃貸料 (一般会計) 【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 99.5% (前年度10月末 99.3%) 決算見込徴収率 99.9% (前年度決算 99.9%) 〔目標徴収率 100.0% (前年度目標 99.5%)〕</p> <p>・主な取組 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを行い、新たな未収金を発生させないようにする。 ・主債務者から弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行う。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 1.4% (前年度10月末 0.8%) 決算見込徴収率 2.1% (前年度決算 4.0%) 〔目標徴収率 2.4% (前年度目標 1.0%)〕</p> <p>・主な取組 ・分納誓約者等9件について、毎月の納入管理を適切に行い、計画どおりに納入させて未収金の削減を進める。 ・新たに債務名義を取得すべき1案件について、関係局と協議の上、今年度中に訴訟提起を行う。</p>	港湾局

債権名	平成29年度後半の取組内容	所属
土地賃貸料相当損害金【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 100.0% (前年度10月末 3.8%) 決算見込徴収率 100.0% (前年度決算 0.1%) 〔目標徴収率 - (前年度目標 -)〕</p> <p>・主な取組 ・強制執行など法的手続きを実施し、新たな未収金を発生させないようにする。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 24.9% (前年度10月末 5.4%) 決算見込徴収率 25.6% (前年度決算 5.7%) 〔目標徴収率 1.5% (前年度目標 6.2%)〕</p> <p>・主な取組 ・分納誓約者3件の納付管理を適切に行い、滞納者に対しては郵送、訪問面談による督促を行う。</p>	港湾局
給水料【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 93.1% (前年度10月末 92.1%) 決算見込徴収率 99.9% (前年度決算 99.9%) 〔目標徴収率 99.9% (前年度目標 99.9%)〕</p> <p>・主な取組 給水停止の執行ができない高額及び長期滞納案件に対して、債務者が債務を履行する意思がない場合は、各事業所、未収金回収特別チームにおいて訴訟、支払督促等の法的措置を視野に入れた督促を実施する。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 42.1% (前年度10月末 42.2%) 決算見込徴収率 40.5% (前年度決算 46.3%) 〔目標徴収率 46.7% (前年度目標 42.4%)〕</p> <p>・主な取組 時効が迫っている債権については、債務承認の取得等により時効中断措置をとり、支払計画書を提出させて、支払いを履行させる。</p>	水道局
学校給食費【私債権】	<p>現年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 45.9% (前年度10月末 45.8%) 決算見込徴収率 98.7% (前年度決算 98.6%) 〔目標徴収率 98.6% (前年度目標 99.1%)〕</p> <p>・主な取組 学校での債権管理に対する意識等の向上を目的に一部の学校を訪問(10～11月)し、助言や意見交換を実施 納期限ごと(年9回)の督促状以外に年2回(10月、2月)催告書を送付</p> <p>この10月末徴収率は予算現計を年間調定額とし、10月末時点での徴収額を財務会計システムから集計し、調定額に対する徴収額を徴収率として算出しています。</p> <p>過年度賦課分</p> <p>10月末徴収率 20.5% (前年度10月末 19.1%) 決算見込徴収率 41.9% (前年度決算 45.5%) 〔目標徴収率 40.3% (前年度目標 47.6%)〕</p> <p>・主な取組 弁護士(法律事務所)からの催告(11～12月)を実施 時効到来日の延期を図るため、各学校と連携し、過年度債権の債務承認を得る取り組み(11～1月)を実施 納付意思を示さない未納者に対して、費用対効果を勘案しながら、計画的に法的措置(12月～3月)を実施</p>	教育委員会事務局

平成29年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名: 国民健康保険料

	平成28年度 10月末徴収率(A)		平成29年度 10月末徴収率(B)		平成29年度 目標徴収率(C)		対前年同月比 (B) - (A)		目標との比較 (B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	88.3%	19.8%	88.2%	20.0%	90.3%	35.9%	-0.1%	0.2%	-2.1%	-15.9%
都島区	89.1%	15.8%	89.8%	15.4%	90.9%	26.4%	0.7%	-0.4%	-1.1%	-11.0%
福島区	90.9%	16.3%	91.3%	17.5%	91.5%	32.1%	0.4%	1.2%	-0.2%	-14.6%
此花区	86.9%	12.9%	88.5%	13.1%	88.7%	21.5%	1.6%	0.2%	-0.2%	-8.4%
中央区	82.9%	13.3%	83.3%	13.3%	85.6%	24.3%	0.4%	0.0%	-2.3%	-11.0%
西区	84.9%	14.1%	85.9%	16.3%	89.6%	24.1%	1.0%	2.2%	-3.7%	-7.8%
港区	85.9%	11.7%	87.4%	12.2%	88.1%	21.6%	1.5%	0.5%	-0.7%	-9.4%
大正区	86.6%	20.1%	87.2%	19.1%	90.2%	26.5%	0.6%	-1.0%	-3.0%	-7.4%
天王寺区	89.4%	12.7%	90.1%	14.0%	91.2%	23.7%	0.7%	1.3%	-1.1%	-9.7%
浪速区	75.9%	10.1%	76.7%	10.4%	80.4%	20.0%	0.8%	0.3%	-3.7%	-9.6%
西淀川区	91.3%	13.0%	93.1%	14.2%	94.0%	21.3%	1.8%	1.2%	-0.9%	-7.1%
淀川区	86.9%	12.4%	86.1%	11.3%	88.7%	24.8%	-0.8%	-1.1%	-2.6%	-13.5%
東淀川区	86.4%	14.8%	86.1%	13.0%	88.0%	26.6%	-0.3%	-1.8%	-1.9%	-13.6%
東成区	87.5%	16.2%	87.3%	14.2%	89.4%	24.3%	-0.2%	-2.0%	-2.1%	-10.1%
生野区	81.9%	14.5%	82.2%	12.0%	87.1%	25.4%	0.3%	-2.5%	-4.9%	-13.4%
旭区	88.2%	12.2%	88.7%	14.0%	88.9%	21.7%	0.5%	1.8%	-0.2%	-7.7%
城東区	89.0%	13.6%	89.5%	16.8%	90.9%	19.1%	0.5%	3.2%	-1.4%	-2.3%
鶴見区	89.9%	15.5%	90.9%	13.0%	92.0%	21.0%	1.0%	-2.5%	-1.1%	-8.0%
阿倍野区	93.4%	20.3%	93.5%	18.3%	93.5%	32.8%	0.1%	-2.0%	0.0%	-14.5%
住之江区	88.9%	15.7%	89.2%	15.7%	89.4%	25.9%	0.3%	0.0%	-0.2%	-10.2%
住吉区	86.3%	12.8%	86.9%	14.1%	88.8%	22.4%	0.6%	1.3%	-1.9%	-8.3%
東住吉区	88.6%	13.2%	88.9%	14.5%	89.9%	24.5%	0.3%	1.3%	-1.0%	-10.0%
平野区	84.4%	10.7%	86.0%	6.3%	88.4%	24.6%	1.6%	-4.4%	-2.4%	-18.3%
西成区	77.9%	13.0%	78.7%	11.7%	81.8%	22.9%	0.8%	-1.3%	-3.1%	-11.2%
24区合計	86.7%	13.8%	87.2%	13.3%	89.0%	24.4%	0.5%	-0.5%	-1.8%	-11.1%

行政区別の未収金残高目標についての所属認識

1. 29年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨、区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上の取り組み、国保収納業務の経験を要する再任用職員による区職員に対する職員の能力アップ・組織体制の強化、また任期付職員(弁護士)により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する弁護士名入りの照会および実地調査を継続して実施してきたところである。

また、今年度より新たに市債権回収対策室において給与調査予告を実施しているところである。

10月末現在の取組状況

- ・ペイジー利用件数 28,215件(対前年同月比 + 1,264件)
- ・新規口座登録世帯数 35,562世帯(対前年同月比 + 176世帯)
- ・口座振替加入率 46.67%(対前年同月比 + 1.00%)
- ・滞納処分世帯数
 - 財産調査 121,058世帯(対前年同月比 + 10,548世帯)
 - 差押予告 10,227世帯(対前年同月比 + 274世帯)
 - 差押 3,539世帯(対前年同月比 + 48世帯)
- ・徴収率
 - 過年度(滞納繰越)分では対前年同月比 0.5%となっているが、
 - 現年度分は対前年同月比 + 0.5%と前年度を上回っているところである。

2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

10月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度分では上回っているものの、過年度分では下回っている。今後の取り組みとして、区窓口での口座振替勧奨を引き続き実施することや、区・市債権回収対策室では滞納世帯に対する再度の財産調査・差押予告の送付を行う等更なる収入額確保の取り組みを出納整理期間の最後まで行うとともに、局でも収入状況を分析し、各区と情報共有を行う等、区・局一丸となって未収金額の減少に取り組む。今年度は現年度分で目標徴収率89.0%の達成を見込んでいる。

平成29年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：介護保険料

	平成28年度		平成29年度		平成29年度		対前年同月比		目標との比較	
	10月末徴収率(A)		10月末徴収率(B)		目標徴収率(C)		(B) - (A)		(B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	97.3%	9.7%	97.5%	10.7%	98.0%	26.5%	0.2%	1.0%	-0.5%	-15.8%
都島区	97.5%	9.7%	97.8%	12.1%	98.1%	27.9%	0.3%	2.4%	-0.3%	-15.8%
福島区	98.0%	15.4%	98.2%	17.5%	98.6%	25.9%	0.2%	2.1%	-0.4%	-8.4%
此花区	97.2%	13.8%	97.4%	12.6%	97.9%	24.9%	0.2%	-1.2%	-0.5%	-12.3%
中央区	97.0%	9.7%	97.2%	12.5%	97.7%	27.0%	0.2%	2.8%	-0.5%	-14.5%
西区	97.3%	12.5%	97.6%	13.8%	98.1%	27.6%	0.3%	1.3%	-0.5%	-13.8%
港区	97.4%	14.4%	97.4%	9.8%	97.9%	25.7%	0.0%	-4.6%	-0.5%	-15.9%
大正区	97.3%	14.1%	97.4%	9.7%	98.0%	26.3%	0.1%	-4.4%	-0.6%	-16.6%
天王寺区	98.0%	11.4%	98.1%	15.7%	98.4%	26.7%	0.1%	4.3%	-0.3%	-11.0%
浪速区	95.7%	8.8%	95.9%	10.6%	96.6%	27.6%	0.2%	1.8%	-0.7%	-17.0%
西淀川区	97.8%	14.4%	97.9%	11.9%	98.3%	26.0%	0.1%	-2.5%	-0.4%	-14.1%
淀川区	97.0%	10.0%	97.2%	8.9%	97.6%	27.0%	0.2%	-1.1%	-0.4%	-18.1%
東淀川区	97.6%	9.6%	97.8%	10.6%	98.1%	27.9%	0.2%	1.0%	-0.3%	-17.3%
東成区	97.2%	12.2%	97.4%	12.8%	97.9%	27.8%	0.2%	0.6%	-0.5%	-15.0%
生野区	95.8%	9.3%	96.3%	8.1%	96.9%	27.0%	0.5%	-1.2%	-0.6%	-18.9%
旭区	98.2%	13.1%	98.3%	12.2%	98.7%	25.6%	0.1%	-0.9%	-0.4%	-13.4%
城東区	97.9%	14.5%	98.1%	16.5%	98.5%	25.9%	0.2%	2.0%	-0.4%	-9.4%
鶴見区	98.2%	13.9%	98.4%	11.2%	98.6%	25.9%	0.2%	-2.7%	-0.2%	-14.7%
阿倍野区	98.3%	15.1%	98.5%	11.2%	98.9%	25.2%	0.2%	-3.9%	-0.4%	-14.0%
住之江区	97.5%	9.8%	97.6%	11.1%	98.1%	27.2%	0.1%	1.3%	-0.5%	-16.1%
住吉区	97.8%	9.4%	97.9%	10.3%	98.4%	27.8%	0.1%	0.9%	-0.5%	-17.5%
東住吉区	97.8%	10.8%	98.0%	8.9%	98.3%	27.3%	0.2%	-1.9%	-0.3%	-18.4%
平野区	97.4%	9.6%	97.6%	13.4%	97.9%	28.1%	0.2%	3.8%	-0.3%	-14.7%
西成区	95.4%	8.7%	95.6%	8.0%	96.3%	27.5%	0.2%	-0.7%	-0.7%	-19.5%
24区合計	97.4%	11.0%	97.6%	11.1%	98.0%	27.0%	0.2%	0.1%	-0.4%	-15.9%

行政区別の未収金残高目標についての所属認識

1. 29年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

現時点の徴収率の現年度分については、24区すべてにおいて前年度同月の徴収率を上回っている。

なお、過年度分については、11区においては前年同月比を下回っているものの、全区合計ではわずかに上回っており、一定の収納対策の効果が表れていると考えられる。

目標徴収率を達せられるよう、今後も引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

現時点での収納率は、現年度分が目標98%に対して97.6%(前回97.4%)、過年度分が目標27.0%に対して11.1%(前回11.0%)であり、現年度は目標達成が可能であると考えられるものの、過年度は目標達成が厳しい状況にあると考えている。

目標達成のための取組みとして、区・局担当者による介護保険料収納率向上対策連絡会議を開催し、収納対策についての意識共有を図った上で、11月中旬以降から2月中旬までにかけて第2次収納対策を実施するとともに、2月下旬から5月末(出納閉鎖期間)にかけて第3次収納対策を実施する。また、各区で独自の収納対策についても引き続き実施し、区・局が連携して収納率の向上に努める。

平成29年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：後期高齢者医療保険料

	平成28年度		平成29年度		平成29年度		対前年同月比		目標との比較	
	10月末徴収率(A)		10月末徴収率(B)		目標徴収率(C)		(B) - (A)		(B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	73.7%	36.5%	73.8%	28.6%	99.0%	29.6%	0.1%	-7.9%	-25.2%	-1.0%
都島区	72.9%	18.6%	73.4%	19.2%	99.0%	29.6%	0.5%	0.6%	-25.6%	-10.4%
福島区	72.6%	30.2%	73.0%	30.0%	99.0%	29.6%	0.4%	-0.2%	-26.0%	0.4%
此花区	72.9%	16.8%	72.9%	22.1%	99.0%	29.6%	0.0%	5.3%	-26.1%	-7.5%
中央区	72.8%	21.3%	73.5%	26.2%	99.0%	29.6%	0.7%	4.9%	-25.5%	-3.4%
西区	72.5%	16.8%	72.8%	19.6%	99.0%	29.6%	0.3%	2.8%	-26.2%	-10.0%
港区	72.4%	22.7%	73.2%	24.6%	99.0%	29.6%	0.8%	1.9%	-25.8%	-5.0%
大正区	72.6%	23.8%	72.9%	20.4%	99.0%	29.6%	0.3%	-3.4%	-26.1%	-9.2%
天王寺区	74.1%	29.9%	74.1%	24.3%	99.0%	29.6%	0.0%	-5.6%	-24.9%	-5.3%
浪速区	72.1%	13.4%	72.6%	27.5%	99.0%	29.6%	0.5%	14.1%	-26.4%	-2.1%
西淀川区	73.1%	14.0%	73.4%	18.0%	99.0%	29.6%	0.3%	4.0%	-25.6%	-11.6%
淀川区	72.8%	15.9%	73.0%	17.9%	99.0%	29.6%	0.2%	2.0%	-26.0%	-11.7%
東淀川区	73.1%	19.4%	73.5%	21.0%	99.0%	29.6%	0.4%	1.6%	-25.5%	-8.6%
東成区	73.4%	18.6%	73.2%	18.7%	99.0%	29.6%	-0.2%	0.1%	-25.8%	-10.9%
生野区	72.8%	21.6%	73.2%	18.5%	99.0%	29.6%	0.4%	-3.1%	-25.8%	-11.1%
旭区	73.9%	32.5%	73.7%	25.2%	99.0%	29.6%	-0.2%	-7.3%	-25.3%	-4.4%
城東区	72.7%	24.7%	73.1%	23.8%	99.0%	29.6%	0.4%	-0.9%	-25.9%	-5.8%
鶴見区	73.7%	28.0%	73.6%	32.6%	99.0%	29.6%	-0.1%	4.6%	-25.4%	3.0%
阿倍野区	73.3%	24.6%	73.6%	31.5%	99.0%	29.6%	0.3%	6.9%	-25.4%	1.9%
住之江区	72.8%	20.5%	72.9%	18.7%	99.0%	29.6%	0.1%	-1.8%	-26.1%	-10.9%
住吉区	72.9%	18.3%	73.4%	15.7%	99.0%	29.6%	0.5%	-2.6%	-25.6%	-13.9%
東住吉区	73.2%	26.0%	73.6%	22.1%	99.0%	29.6%	0.4%	-3.9%	-25.4%	-7.5%
平野区	73.0%	20.8%	73.3%	18.8%	99.0%	29.6%	0.3%	-2.0%	-25.7%	-10.8%
西成区	71.3%	12.7%	71.6%	9.3%	99.0%	29.6%	0.3%	-3.4%	-27.4%	-20.3%
24区合計	73.0%	21.1%	73.3%	20.8%	99.0%	29.6%	0.3%	-0.3%	-25.7%	-8.8%

行政区別の未収金残高目標についての所属認識

1. 29年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

後期高齢者医療被保険者数及び制度改正による1人あたり保険料の増加により、前年度同月と比較すると、保険料現年度調定額が546,205千円増加している。この調定額増により、徴収率は上昇しているものの現年度の未収金額は112,845千円増加しており、未収金残高目標達成が困難な状況となっている。

2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

目標達成の取組みとして、十分な資力がありながら納付に応じない被保険者について、順次滞納処分を行っており、今後年度末に向けさらなる滞納処分の強化に努める。

平成29年度 行政区別の目標について(10月末の状況)

債権名：母子父子寡婦福祉貸付金

	平成28年度 10月末徴収率(A)		平成29年度 10月末徴収率(B)		平成29年度 目標徴収率(C)		対前年同月比 (B) - (A)		目標との比較 (B) - (C)	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北区	57.2%	3.7%	64.8%	6.7%	73.4%	7.5%	7.6%	3.0%	-8.6%	-0.8%
都島区	77.3%	20.7%	78.5%	11.4%	90.0%	16.9%	1.2%	-9.3%	-11.5%	-5.5%
福島区	70.5%	3.4%	70.6%	6.7%	83.6%	7.0%	0.1%	3.3%	-13.0%	-0.3%
此花区	60.7%	5.1%	52.0%	5.3%	74.4%	8.8%	-8.7%	0.2%	-22.4%	-3.5%
中央区	52.0%	4.6%	57.4%	4.1%	68.8%	8.0%	5.4%	-0.5%	-11.4%	-3.9%
西区	74.9%	1.8%	64.9%	0.6%	86.6%	4.1%	-10.0%	-1.2%	-21.7%	-3.5%
港区	71.7%	9.2%	68.7%	4.9%	82.1%	15.3%	-3.0%	-4.3%	-13.4%	-10.4%
大正区	73.2%	4.7%	73.5%	6.2%	86.8%	8.9%	0.3%	1.5%	-13.3%	-2.7%
天王寺区	78.0%	3.9%	61.5%	7.1%	73.3%	8.9%	-16.5%	3.2%	-11.8%	-1.8%
浪速区	47.8%	4.7%	52.0%	2.8%	66.3%	6.9%	4.2%	-1.9%	-14.3%	-4.1%
西淀川区	68.9%	6.7%	70.6%	4.4%	84.8%	9.3%	1.7%	-2.3%	-14.2%	-4.9%
淀川区	63.4%	4.4%	67.0%	10.1%	78.2%	6.7%	3.6%	5.7%	-11.2%	3.4%
東淀川区	64.7%	2.8%	65.0%	2.4%	78.1%	7.1%	0.3%	-0.4%	-13.1%	-4.7%
東成区	62.2%	5.4%	70.2%	6.6%	85.9%	10.3%	8.0%	1.2%	-15.7%	-3.7%
生野区	71.4%	4.2%	72.6%	3.4%	83.1%	6.1%	1.2%	-0.8%	-10.5%	-2.7%
旭区	76.6%	2.2%	67.6%	3.7%	84.6%	6.7%	-9.0%	1.5%	-17.0%	-3.0%
城東区	77.9%	6.7%	79.2%	4.8%	90.2%	9.6%	1.3%	-1.9%	-11.0%	-4.8%
鶴見区	70.5%	5.6%	70.5%	8.6%	85.2%	11.5%	0.0%	3.0%	-14.7%	-2.9%
阿倍野区	73.2%	17.9%	80.7%	3.4%	84.3%	9.7%	7.5%	-14.5%	-3.6%	-6.3%
住之江区	66.7%	6.2%	72.0%	6.5%	84.3%	10.0%	5.3%	0.3%	-12.3%	-3.5%
住吉区	72.2%	2.9%	79.2%	4.2%	84.3%	5.5%	7.0%	1.3%	-5.1%	-1.3%
東住吉区	62.2%	3.4%	65.4%	2.7%	73.6%	6.9%	3.2%	-0.7%	-8.2%	-4.2%
平野区	78.1%	3.7%	65.4%	3.7%	83.7%	6.1%	-12.7%	0.0%	-18.3%	-2.4%
西成区	67.0%	9.2%	69.2%	5.9%	83.8%	11.3%	2.2%	-3.3%	-14.6%	-5.4%
24区合計	69.6%	5.3%	69.1%	5.0%	81.8%	7.8%	-0.5%	-0.3%	-12.7%	-2.8%

行政区別の未収金残高目標についての所属認識

1. 29年10月末現在の状況について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

「母子父子寡婦福祉貸付金償還促進事業」において、9月26日に各区担当者を対象に説明会を開催し、各区において償還促進の取り組みを進めているところである。

2. 目標達成の見込みについて(各行政区の見込み、達成のための取組など)

- ・償還促進月間において、各区において連帯保証人を含めた納付交渉を行い、滞納解消の取り組みを進めている。
- ・サービサー(債権回収業者)による債権回収を行い、訪問による直接交渉に重点を置きながら早期納付を求める。
- ・局において非常勤嘱託職員を雇用し、分納誓約などの履行状況等収納管理を行い、滞納者に早期に連絡し徴収の強化を図る。
- ・債務者らが破産免責を受けている債権をはじめ徴収見込みのない債権について、債権放棄の手続きを進める。

議題 3

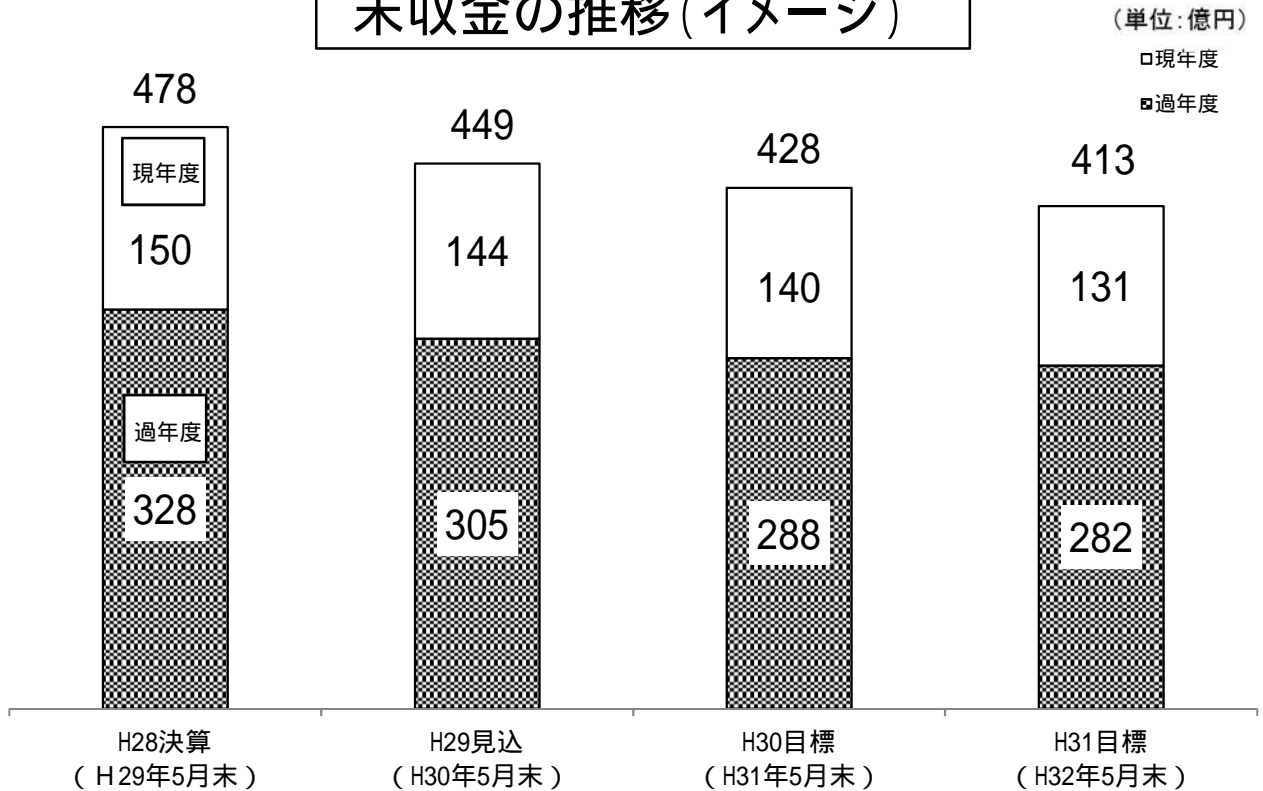
平成 30 年度・31 年度の未収金残高目標の
設定について

平成 30 年度・31 年度の未収金残高目標の設定について

全市的な未収金対策については、平成 30 年度以降も継続的な取組が必要である。
 今回、平成 30 年度及び 31 年度までの中期的な未収金残高目標を新たに設定し、「市政改革プラン 2.0」に反映する。

平成 30 年度末	未収金残高	428 億円	(平成 28 年度末 478 億円)
現年度分	140 億円	(平成 28 年度末 150 億円)	10 億円)
過年度分	288 億円	(平成 28 年度末 328 億円)	40 億円)

未収金の推移(イメージ)



H29 見込については、平成 30 年度及び 31 年度の未収金残高目標を設定するために、各所属において算出したもの。

未収金が発生している債権の徴収率

合計	94.6%
現年度	98.4%
過年度	18.6%

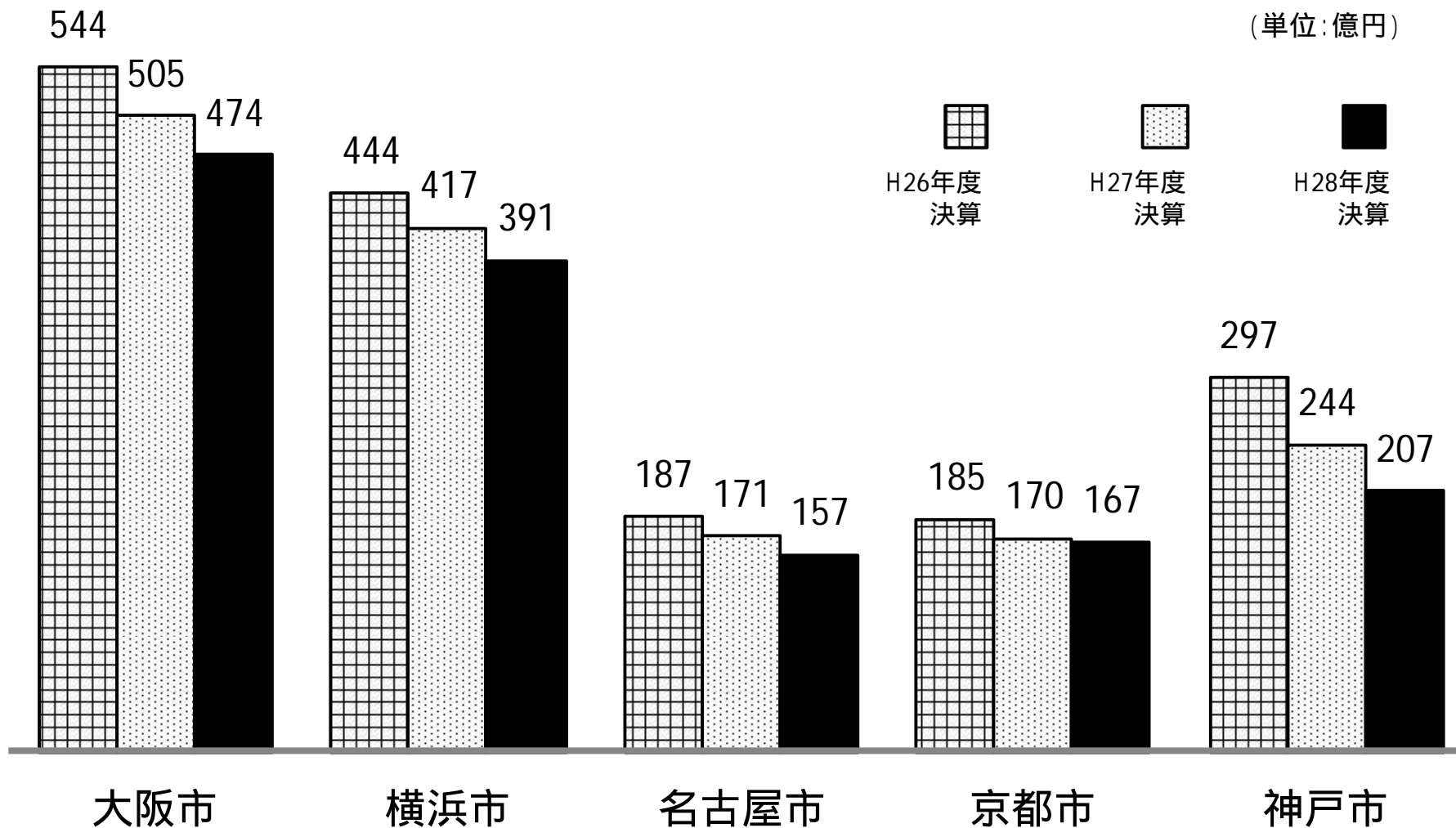
合計	94.8%
現年度	98.5%
過年度	19.0%

合計	95.4%
現年度	98.7%
過年度	19.9%

合計	95.7%
現年度	98.8%
過年度	19.5%

未収金残高の推移(他都市比較)

(単位:億円)



公営企業会計は含まない
本市聞き取り等により作成

未収金残高目標(債権別)

主要債権

(単位:百万円)

	所属	H28年度末 未収金残高	H29年度末 未収金残高(見込)	H30年度末 未収金残高(目標)	H31年度末 未収金残高(目標)
国民健康保険料	福祉局	17,385	15,833	14,638	13,799
市 税	財政局	11,930	10,953	10,221	9,529
生活保護費返還金	福祉局	8,637	9,257	9,812	10,299
介護保険料	福祉局	2,160	1,916	1,880	1,855
住宅使用料	都市整備局	737	629	571	542
保育所保育料	こども青少年局	252	238	218	205

その他主要債権

	所属	H28年度末 未収金残高	H29年度末 未収金残高(見込)	H30年度末 未収金残高(目標)	H31年度末 未収金残高(目標)
災害援護資金貸付金	危機管理室	136	115	105	99
後期高齢者医療保険料	福祉局	558	497	478	473
生活保護法指定 医療機関等返還金	福祉局	406	404	368	336
国民健康保険料(不現住)	福祉局	381	343	319	302
国民健康保険給付費返 還 金	福祉局	281	315	218	119
介護保険給付費不正・不当利得 返還金及び加算金	福祉局	150	122	113	106
大学奨学費貸付金返 還 金 収 入	福祉局	85	71	43	21
居宅介護給付費返還金 (居宅生活支援費返還金)	福祉局	74	61	42	24
土地賃貸料	契約管財局	47	41	40	40
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	730	722	715	709
児童扶養手当返還金	こども青少年局	180	168	163	158
児童福祉施設徴収金	こども青少年局	75	46	42	39
霊園手数料	環境局	13	11	9	8
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	1,537	1,499	1,468	1,437
下水道使用料	建設局	197	183	180	180
土地賃貸料 (一般会計)	港湾局	198	197	197	197
土地賃貸料相当損害金	港湾局	169	126	123	121
給 水 料	水道局	114	115	115	115
学 校 給 食 費	教育委員会 事務局	161	177	109	80
高等学校等奨学金 貸付金返還金	教育委員会 事務局	134	92	39	30

【 内 訳 】

	H28年度末 未収金残高	H29年度末 未収金残高(見込)	H30年度末 未収金残高(目標)	H31年度末 未収金残高(目標)
一 般 会 計	25,679	24,757	24,069	23,637
特 別 会 計	22,125	20,131	18,719	17,710

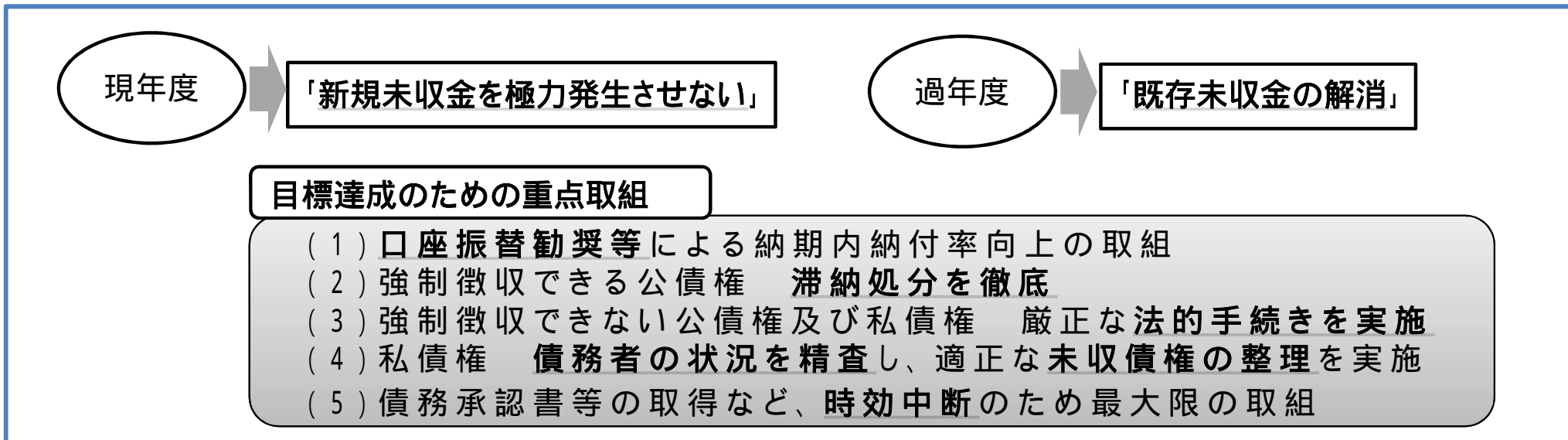
未収金残高目標(所属別)

(単位:千円)

所 属	H28年度末 未収金残高	H29年度末 未収金残高(見込)	H30年度末 未収金残高(目標)	H31年度末 未収金残高(目標)
人 事 室	1,627	1,590	1,590	1,590
区 役 所	1,059	1,525	1,445	1,365
危 機 管 理 室	135,739	115,460	105,323	98,877
経 済 戦 略 局	102,811	95,766	29,038	28,534
中 央 卸 売 市 場	18,093	18,043	16,002	14,503
市 民 局	1,194	118	112	104
財 政 局	11,930,363	10,952,869	10,220,938	9,529,141
契 約 管 財 局	48,076	40,899	40,615	40,191
都 市 計 画 局	357	357	0	0
福 祉 局	30,608,283	29,173,419	28,198,176	27,598,048
健 康 局	1,369	871	858	853
こ ども 青 少 年 局	1,282,902	1,275,763	1,233,496	1,201,013
環 境 局	48,581	40,765	13,691	12,372
都 市 整 備 局	2,482,454	2,182,022	2,098,542	2,045,615
建 設 局	227,325	207,693	195,069	193,708
港 湾 局	402,975	335,045	320,340	318,283
消 防 局	953	833	714	714
交 通 局	496	496	0	0
水 道 局	167,338	131,901	129,952	127,484
教 育 委 員 会 事 務 局	342,257	312,320	182,539	135,023
合 計	47,804,252	44,887,755	42,788,440	41,347,418

未収金の削減に向けて

債権別行動計画の基本方針



平成30・31年度目標の達成に向けて

